

# 会議結果報告書

令和元年5月30日

会議の名称	令和元年度 第1回志木市成年後見制度利用促進審議会	
開催日時	令和元年5月27日(月) 13時30分～15時15分	
開催場所	市役所4階 第3委員会室	
出席委員 及び 関係機関	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、竹内善太委員、 竹前榮二委員、渡辺修一郎委員 さいたま家庭裁判所 相田主任書記官	(計 6人) (計 1人)
欠席委員	なし	(計 0人)
説明員	長寿応援課 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査 福祉課 抜井主席専門員	(計 3人)
議題	(1) 成年後見制度利用促進基本計画の進捗について (2) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について ①計画策定の手引きについて ②計画素案の意見について ③計画の基礎資料(ニーズ調査 地域福祉計画による) (3) その他	
結果	審議内容の記録のとおり	(傍聴者 0人)
事務局職員	村上孝浩健康福祉部長、豊島俊二健康福祉部次長 中村修長寿応援課長、 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主幹、久保久仁子主任 福祉課 抜井雅治主席専門員	
審議内容の記録(審議経過、結論等)		
<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 会長あいさつ</b></p> <p><b>3 議事</b></p> <p><b>(1) 成年後見制度利用促進基本計画の進捗について</b></p> <p>説明員) 資料に基づき説明。第1期は平成30、31年の2か年である。平成30年度の結果では事業一覧中、区分の2の要援護高齢者支援ネットワークシステム会議研修で、後見利用促進の講演会とシンポジウムと同時開催し、約400人が参加し目標達成した。令和元年度の目標は、従来の講演会形式で障がい者理解促進事業と後見制度利用促進等の主旨で合同で開催する。</p> <p>福祉課説明員) 令和元年6月27日の障がい者理解促進事業と、成年後見制度利用促進事業と合同で実施予定である。障がい者施策面で補助犬制度の説明や障がい者団体の物品販売、パネル展示を行う。</p> <p>説明員) 区分の12では、後見ネットワークセンター及び中核機関の相談支援の強化を行い、平成</p>		

30年度の相談実績は516件であった。区分13の一次相談窓口の強化では市内10か所を達成し、令和元年度は相談支援事業所を1か所追加し11か所としている。区分16の子どもの相談対応は、児童相談所が後見申立てに携わっており、2件相談対応した。区分23の下欄の市民後見人の輩出では従前の成年後見支援センター時から延べ6人の市民後見人が活躍している。現在新たに3件ほど調整しているうち、家裁との協議を1件行っており、令和元年度は8人の輩出を目指す。区分26の調整会議は、年12回実施し調整案件は7件で、今年度も毎月1回開催を予定する。区分35エンディングの理解では、元気なうちから将来に備える必要性の周知のため、エンディングノートを民間協働で無料作成し配布した。他の士会のエンディングノートもあり、引き続き市民の生活支援のため周知を進めたい。区分55専門職の理解と専門性の向上では、福祉専門職への周知理解のため、説明会の他、研修1回、協議会（自立支援協議会）への周知1回を行い、福祉専門職研修は76人が参加している。今年度も専門職研修と自立支援協議会への周知を予定する。資料1-2後見ネットワークセンター実績報告の相談件数の実人数は、516件であった。相談者の親族が20.6パーセントあり包括からの相談もあった。相談種別は後見全般に関する相談218件、19パーセントと多く、その他に視察対応約40件以上などがあり、庁内外で取組説明を行った。

〈質疑内容〉

委員) 調整会議は、市民後見人の輩出が0とのことだが、市民後見人を要する案件を市が把握しているか。今後の選任の見込は、監督機能が不足しているから選任できないのか。

説明員) 福祉事務所や包括との連携で市長申立て等を把握しており、現段階で約3名の検討のうち、既に1件を家裁に申立てし選任を見込んでいる。市民後見人が選任された後の監督機能についても、本会議に出席している家庭裁判所と必要な協議を行っている。

委員) 現在、市民後見人候補者1人の申立てを行い、市民後見人が選任されるかの段階とのことだが、時間を掛かっていることで被後見人の生活面は大丈夫か。市民後見人を輩出するために、時間をかけているのではないかと問われては、本末転倒になってしまう。

説明員) 現在、市民後見人の推薦は約3件の調整を行っている。案件では被後見人の状況の変化があり、在宅から病院や施設を転々とするなど多くの課題と同時に検討しているため、時間を要しているが、意見のとおり被後見人のためできるだけ速やかに調整すべきと考えている。家裁との調整もしっかり行いたい。

議長) 協議案件によって様々な家族がおり、市民後見人の実績も必要ではあるが、その支援体制をきちんと整える必要がある。意見のとおり被後見人を支援することが優先されるべきであるため、市民後見人の推薦を優先して協議することはない。

委員) 時間が掛かった要因では、一次相談窓口できちんとアセスメントし精査した上で会議に諮ることの理解が初期の調整会議で不足していたため、差し戻すことも時間が掛かった。審議には、ケースの情報を一次相談窓口と中核機関が相互で十分に整理する必要があり、きちんと理解を進めなければならない。

議長) 一次相談窓口の役割から、調整会議に諮ったのに戻されたとの理解だけでは困るし、一次相談窓口とセンターとの連携が重要である。

委員) 選任まで数か月かかると、身体状況等がその間に坂を転がるように悪化する人もいて、情報が役立たない状況になる。

委員) 施設を移るまでに後見人が選任されていれば、すぐに施設を移動できるということにもつながる。

委員) 個別事業の数値目標は、計画に入っているか。区分No.1 2 下欄の相談体制の整備では、相談を今年度600件に増加することと、一次相談窓口との連携強化では反比例する。一次相談窓口がスキルアップすれば、相談件数が減っていくのではないか。前年比はわからないが、中長期的には、増加させるだけではなく逡減させる数値目標も考える必要がある。

説明員) 現計画には事業のみで数値を目標に入っていない。平成29年度の相談件数実績は受託者の社協で、監督人への相談件数も含んでおり比較しにくい、676件のうち271件が市民後見人からの相談であり、今後、市で養成した市民後見人が新たに選任された場合は増加が見込まれる。

副会長) 相談件数のカウントは、数値集計するだけでは不足する面があると思う。高齢者や障がい者の相談の終結も来なくなったから終了ではなく、継続しつながつていることだけが、必ずしも良いという訳でなく難しい。単なる件数増加をよしとするのではなく、検討したほうが良い。

事務局) 意見を踏まえ、統計方法を検討したい。

#### 【審議結果】

計画の進捗について承認する。

#### (2) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

説明員) 資料に基づき説明。平成28年5月制定の利用促進法では、制度利用の促進ではなく体制整備が主目的であり、平成31年3月に国が作成した計画策定の手引きでは盛り込むことに中核機関等がある。志木市は示された中核機関を市直営で実施し、運営方針を既に定めているほか、4つの機能(広報、相談、利用促進、後見人支援機能)やチームを充実させる。協議会は周知段階のため実施に至っていないが、具体化などに向け既存計画の内容を改定する。次期計画はより具体的で実働的な内容を集約したいと考えており、策定にあたっては、地域福祉計画と連動を図る。資料2-2の素案は、前回会議での骨子案の承認を受け、地域福祉計画への合冊により計画名称を併記する。また、計画期間は令和2年から7年の5年間とし、合冊の兼合いから20頁以内となる予定である。ニーズ調査とともに計画素案の時点更新の修正の他、新たに数値指標や意見を踏まえコラム、任意後見制度などの追加修正を行っている。審議後に修正後の計画素案を基に意見提出を依頼する。あわせてアンケート調査に対する意見もいただきたい。

#### 〈質疑内容〉

議長) 今回から合冊のため事務局で様々な調整を行い進められている。国作成の冊子には志木市の計画の取組が先進事例として取上げられている。

副会長) 厚労省が示した盛り込むべき内容と合わせ、成年後見の計画と一体的に策定することは、今期以降の地域福祉計画で多くの自治体が同様の方法を取るのも良いと思う。質問として、国のガイドラインの身元保証など本来、成年後見制度ではどうにもできない内容である中で、高齢者や障がい者にとっては看過できない大きな問題がある。市はどのように検討していく考えか説明してほしい。意見として、タイトルの併記で地域福祉計画、成年後見制度利用促進に続き再犯防止推進計画とあり、この再犯防止は司法にも関係する非常に大事な問題であるが、併記すると違和感があるため表記方法を是非再考した方が良い。

事務局) 地域福祉の専門である副会長から、前回会議で身元保証は地域福祉計画の国のガイドラインにあるが、行政計画への位置づけは注意すべきとの指摘をいただいた。市の地域福祉計画の担当に伝え地域福祉推進委員会で議論されるものとなるが、ガイドラインでは成年後見制度と身元保証を紐づけてあるが、意見も踏まえ成年後見の次期計画に記載することは考えていない。

事務局) 再犯防止推進計画は、現時点で県内の取組はないが、志木市では保護司を中心に前向きに

考えているところであり、罪を犯した人に再度社会でチャンスを与える仕組みづくりを、市として地域福祉計画に登載したいと考えている。再犯防止計画という名称は、地域福祉計画推進委員会でも議論をいただこうと考えている。

副会長) 身元保証制度の問題やタイトルは主旨に沿って、是非検討いただきたいと思う。

議長) そうした内容は成年後見に関してもかなり慎重に扱っており、不正防止との文言も最近は見えないよう再考されており同様である。是非再検討をいただきたい。

委員) 専門職アンケート調査とは別に、後見ネットワークセンターから一次相談窓口に行った方が良い。包括や相談支援事業所とケアマネまでニーズ調査をさらに掘り下げて実施すべきである。後見制度の利用が必要と思われる35パーセントの詳細はどのような人か、自分の受持ちの人でなぜ必要なのか、また、必要でないと判断した場合は何故かを把握した方が良い。

副会長) 調査は制度設計を緻密にしないと把握が難しい。サービスを利用していない人から、どのように調査を行うか。「コミュニティケアミニマム」と言って、ごく限られた地域に限定し、中野区で訪問調査を行った事例がある。相談支援事業所やケアマネ等の資源も多く出てきているが、特に、困難ケースを対象にごく一部のエリアであっても細かくサンプルを収集した方が良い。この部分が把握できないと計画を策定し、事業を進めていく上でのニーズは把握できないため、同様の抽出調査をしても良いのではないか。

議長) 素案中、P32の意思決定支援は可能な限り本人の意思をくみ取るとのことであるが、植物状態になってしまった場合、その方の思いなどに巡らせ一番望んでいるものを後見人が「代行決定」をせざるを得ない考え方もあり、大阪家庭裁判所でガイドラインを定めているので、参考にした方が良い。P33の後見の類型と他のサービスの一体的提供では、成年後見制度は利用しづらい、後見人がつくると、身動きが取れなくなるなどメリットが感じられないと最近言われており、後見類型の選択や民事信託、任意後見、事前指示書などと組み合わせるなど、一体的な提供を中核機関が計画に基づき取組むことも考える必要がある。元気な時でないと利用できないものもあるが、元気づちから普及啓発し、適切な選択ができるようにしていくことが、今後重要になってくる。

委員) 包括は多くの情報を把握している。一次相談窓口と中核機関との連携でニーズが把握できるので、月1回程度定期的に協議などがあつたほうが良いと思う。一人暮らしの知人を包括につなぎ成年後見制度に関して相談したが終結してしまった。包括もきちんとセンターの専門職につながれば良いが、包括だけで止まってしまう、センターと一次相談窓口とで会議や顔合わせをしていくべきであり、箇所数だけでなく協議の状況も目標に含めてはどうか。

事務局) ネットワークセンターで法律職を包括に派遣し支援することも実施しているが、包括から昨年度は依頼がなかった。今後利用につなげるとともに、研修等に合わせ意見交換の機会も持つなど目標も検討したい。

議長) 次期計画は地域福祉計画との合冊で単独でないとのことで、よりレベルが進化していると考えて良いか。他の自治体ではまだ基本計画や中核機関もないと聞く。先日、群馬県に志木市の職員も行ったが、志木市モデルを採用する自治体があつた。何らかの形で市町村が実施主体である必要があり、そのような意味でも志木市の方法は意義があり、他の自治体に少しは役立っていると考ええる。

説明員) そのとおりであり、地域福祉計画と成年後見の計画は合冊で内容は分けられているが、より地域福祉計画と連動が高まるものと考えている。

委員) 市民後見人は現状で延べ6人だが、目標が16人となっている。5年間の計画では少し目標が高いのではないか。

説明員) 各年度の人数を均し目標値としている。昨年度の市民後見人養成では過去最多の40人が参加しているので、被後見人に適切な案件となる場合は信頼できる市民後見人として輩出していきたい。

議長) あまり目標が高いと市は無理しているとの意見もあり難しいところだが、専門職の支援を必要と考えている。素案意見の提出では、前回計画も委員から様々な意見をいただき計画を策定できたので、同様に具体的な意見をいただきたい。最近では法定後見制度の利用者は平成29年度が約35,000件で30年度が約36,000件で約1,000件と伸びていない状況である。基本計画や促進法でも任意後見を進めていこうとなっているが、促進法でも法定後見のことばかりが記載されており、任意後見の記載は皆無である。孫や子への財産贈与ややりたいことができなくなるような仕組みであれば、限界になる。子や孫のために預金は使えないのかとの意見に対し、民事信託や任意後見制度は重要であり、基本計画に入れた方がよい。

#### 【審議結果】

現素案を承認する。

#### (3) その他

説明員) 地域福祉計画策定委員会から、7月25日(木)に当審議会との協議や意見交換をしたいとの意見があり、審議会で諮っていただきたい。

議長) 出席者を確認する。

#### 【審議結果】

地域福祉計画策定委員会に出席することとし、会長と委員を出席者とする。

議長) ここで、さいたま家庭裁判所からアドバイス等をいただきたい。

さいたま家裁書記官) 中核機関は全国で約5パーセント、37か所しか設置できてない。約71パーセントが着手してないとのことである。志木市は先進的に進めており、市民後見人に関しても、先日志木市と協議を行った。今後もそのような機会を設け協議していきたいと考えている。

事務局) 今年度も、家裁との連携で後見ネットワークセンターの周知文を制度利用者に通知されることになったので報告する。

副会長) 他自治体の計画のパブリックコメントで住民からとても良い意見が提出されている。それらも参考にしたい方がよい。

## 4 閉会

以 上